

# 農耕車の運転に注意を

## 無免許運転になる場合があります

農耕用車両の確認を

ここ最近、農耕用車両等の機械の大型化・高性能化により小型特殊自動車の扱いでも、運転するにあたっては、大型特殊免許が必要な車両が増えてきています。

「知らなかった」ではすまされなくなり

大型特殊免許が必要な農耕用車両を運転するのに、小型特殊免許では運転できません。

たとえ農道であっても道路交通法の適用を受けるため、無免許

許運転となってしまう。

無免許運転は違反点数が19点となり1回の違反で運転免許取り消しとなります。

農耕用車両の小型特殊自動車の規格条件が、次の表のように、

道路運送車両法（ナンバーの規格条件）と道路交通法施行規則（運転免許証の規格条件）とは相違がありますので、農耕用車両を運転される方はご注意ください。

	道路運送車両法による規格条件	道路交通法施行規則による規格条件
規格条件	小型特殊自動車（農耕用車両）	小型特殊自動車（農耕用車両）
長さ	制限なし	4.70m以下
幅	制限なし	1.70m以下
高さ	制限なし	2.00m以下
最高速度	35km/h以下	15km/h以下



# 平成18年度町県民税（住民税）について

今月中旬に普通徴収（自分で納付）の納付書を発送いたします。

先月号でも掲載いたしましたので、今月号では改正内容についてさらに詳しく説明いたします。

### ① 老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得が1、000万円以下の方は、老年者控除として48万円（所得税は50万円）が控除されていましたが、平成18年度からはこの老年者控除（所得税も同時）が廃止となります。

また老年者控除の廃止に伴い、新たに寡婦（夫）控除を適用できる場合があります。

### ② 65歳以上の非課税措置廃止

平成17年度までは、65歳以上で合計所得が125万円以下（年金収入のみで266万円以下）の方は、住民税が非課税となる措置がありました。平成18年度より廃止となります。

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上で、合計所得が125万円以下（年金収入のみで245万円以下）の方は、住民税が3分の1に軽減されます。また、平成19年度の住民税は3分の2に軽減され、平成20年度以降の減額措置はなくなります。

### ③ 定率減税の縮小

平成17年度までは、所得割を計算する際に、定率控除として所得割額の15%（上限4万円）が減税されておりました。平成18年度は、この定率控除が以前の半分の7.5%（上限2万円）に変更となります。

### ④ 妻の均等割非課税措置廃止

平成17年度は夫に均等割が課税されている妻の均等割については半額（2、000円/年）とする措置がとられておりましたが、平成18年度より一律4、000円になります。

### ⑤ 年金所得の計算方法の変更

平成18年度より、65歳以上の方の年金所得（雑所得）の計算方法が下記の表のとおり変更となります。

年金所得の計算方法が変わることにより、65歳以上の方を扶養されている方も、収入によって扶養にとることが出来なくなる場合があります（扶養になる方が、年金収入のみで年間158万円までならば、扶養にとることができません）。

なお、65歳未満の方の年金所得の計算についての変更はありません。

平成18年度からの公的年金等控除額（65歳以上の方）

年金収入額	所得金額
330万円未満の金額	年金収入 - 1,200,000円
330万円以上410万円未満	年金収入 × 75% - 375,000円
410万円以上770万円未満	年金収入 × 85% - 785,000円
770万円以上	年金収入 × 95% - 1,555,000円

平成17年度までの公的年金等控除額（65歳以上の方）

年金収入額	所得金額
260万円未満の金額	年金収入 - 1,400,000円
260万円以上460万円未満	年金収入 × 75% - 750,000円
460万円以上820万円未満	年金収入 × 85% - 1,210,000円
820万円以上	年金収入 × 95% - 2,030,000円

お問い合わせ先  
税務課  
☎(84)1111 (内線251)